

三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定について

1 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定

子どもの権利については、1989 年に国連総会で、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（以下、「条約」という。）」が採択、1990 年に発効され、日本は、1994 年に条約を批准しました。

また、2023（令和 5）年 4 月には、日本国憲法及び条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「こども基本法」が施行されました。

三鷹市では、子どもと大人の共通目標として「三鷹子ども憲章」を平成 20 年に制定し、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができることを目指してきました。

さらに、人権を尊重するまちづくりの上位規範として、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的に、「人権を尊重するまち三鷹条例」を制定し、令和 6 年 4 月に施行しました。

これらを踏まえ、「子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができる権利」を保障し、子どもにとっての最善の利益を考え、子どもが幸せに過ごすことができるまちを実現させるため、三鷹市が取り組むべき政策の基本となる事項を定める「子どもの権利に関する条例（仮称）」を制定します。

2 「三鷹市子どもの権利条例（仮称）」に盛り込む主な内容

- ・ 基本理念
- ・ 「子ども」の定義
- ・ 子どもの権利保障
- ・ 子どもの意見
- ・ 市、市民、保護者、事業者等の役割
- ・ 権利を守るためのまちづくり
- ・ 子どもの権利を擁護する機関の設置

3 条例制定に向けた取組

(1) 検討委員会の設置

ア 委員

子どもの権利に関して見識がある学識経験者 5名

氏名	職
北田 真理	国際人権法学会理事 杏林大学総合政策学部准教授
武本明日香	人権擁護委員 武本行政書士事務所行政書士
松原 拓郎	三鷹市教育委員会委員 井の頭法律事務所弁護士
山下 敏雅	豊島区子どもの権利擁護委員 永野・山下・平本法律事務所弁護士
山本 真実	三鷹市子ども・子育て会議会長 東洋英和女学院大学人間科学部教授

イ 開催

第1回：令和6年11月15日、第2回：令和7年2月13日。

第3回以降は、令和7年度及び令和8年度に開催予定。

(2) 子ども・若者の意見聴取

ア 小学生から概ね18歳までのワークショップ 令和6年12月15日（日）

イ 市内小・中学校全児童・生徒、他の小・中学生、高校生、若者へのアンケート

4 スケジュール

令和6年度 検討委員会、ワークショップ開催

令和7年度 検討委員会、小・中学生等アンケート実施

令和8年度 検討委員会、パブリックコメント実施、条例案提出